

平成 31（令和元）年度
自己点検・評価報告書

佐賀大学リージョナル・イノベーションセンター

【目次】

I	国立大学法人佐賀大学 社会貢献の方針	1
II	佐賀大学リージョナル・イノベーションセンターの設置	2
III	第三期中期目標・中期計画	5
IV	平成 31（令和元）年度 自己点検・評価	5
V	参考資料	11
	資料 1 URA によるニーズ把握とシーズ把握の取り組み実績推移	11
	資料 2 リージョナル・イノベーションセンター ホームページアクセス状況	11
	資料 3 共同研究・受託研究等の推移	12
	資料 4 共同開発商品数の推移	13
	資料 5 知的財産の現状について	13

I 国立大学法人佐賀大学 社会貢献の方針

1. 本学における社会貢献の位置づけ

本学は、法人規則第1条において、「大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展に寄与することを目的とする」と規定し、また、学則第2条において、「地域の知的拠点として、地域及び諸外国との文化、健康、社会、科学技術に関する連携交流を通して学術的、文化的貢献を果たすことにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする」と規定しており、これらを踏まえた佐賀大学憲章において「社会貢献：教育と研究の両面から、地域や社会の諸問題の解決に取り組む」と宣言し、国民、特に地域社会に対して教育と研究の両面から貢献することを目指している。

このように位置付けられた社会貢献について、以下の方針を定める。

2. 社会貢献の基本的な考え方

組織として社会に貢献することは、本学の使命であるとする。また、本学の教職員が個々に自発的に社会に貢献することを大学として支援することで、多様な社会貢献を実現できると考える。

3. 社会貢献の目的

- (1) 生涯学習等を通じて社会に対して学術的、文化的貢献を果たすこと。
- (2) 地域と連携し、社会的な課題を解決する支援活動を行うこと。
- (3) 産業界と連携し、大学に対する研究への期待に応えること。
- (4) 地域の教育について、先導的な役割を果たすこと。
- (5) 医療活動を通じて、地域住民の健康を増進すること。

4. 社会貢献の具体的な目標

- (1) 産業界及び地域の課題をくみ上げ、本学の社会貢献の進むべき方向を探る。
- (2) 公開講座を積極的に開催する。
- (3) 開設する授業科目等の一部を、学外に開放する。また科目等履修生を積極的に受け入れる。
- (4) 留学生を受け入れるための特別コースなどを開発する。
- (5) 一般市民を対象とした講演会を開催し、社会教育を実施する。特に青少年の理科離れ対策として科学に対する関心を高めるための活動を行う。
- (6) 高校生の高等教育に対する関心を高める活動や、高校の教育と大学の教育の連携を推進するための活動を行う。
- (7) 地域の教育機関からの要請に応じた教育支援活動を行う。
- (8) 技術研修、教職員研修、医療技術者研修などの専門的な研修のための講習会などを開催する。
- (9) 本学の保有する施設、設備、図書、資料などを積極的に開放する。
- (10) 組織として社会的な課題に取り組むとともに、教員各人が研究を通じて社会に貢献することを目指す。
- (11) 研究成果を学外に公開する。また研究成果を一般市民にわかりやすく説明するための活動や科学的知識の普及活動を行う。
- (12) 企業等との共同研究、受託研究、研究指導、情報提供などを通じて、産業の発展に貢献する。
- (13) 附属学校においては、地域の子どもの教育について先導的な役割を果たす。
- (14) 附属病院においては、地域の医療の高度化と充実に先導的な役割を果たす。

- (15) 学内共同教育研究施設等においては、地域の課題を解決するための研究調査等に積極的に取り組む。
- (16) 国際交流推進センターにおいては、留学生の支援や学生の海外留学を支援することで、国際交流に貢献する。
- (17) 本学の教員が、その知的能力に基づいた社会的活動の実施によって社会に貢献することを支援する。
- (18) 本学の教員が、学会活動に積極的に参加することを支援する。

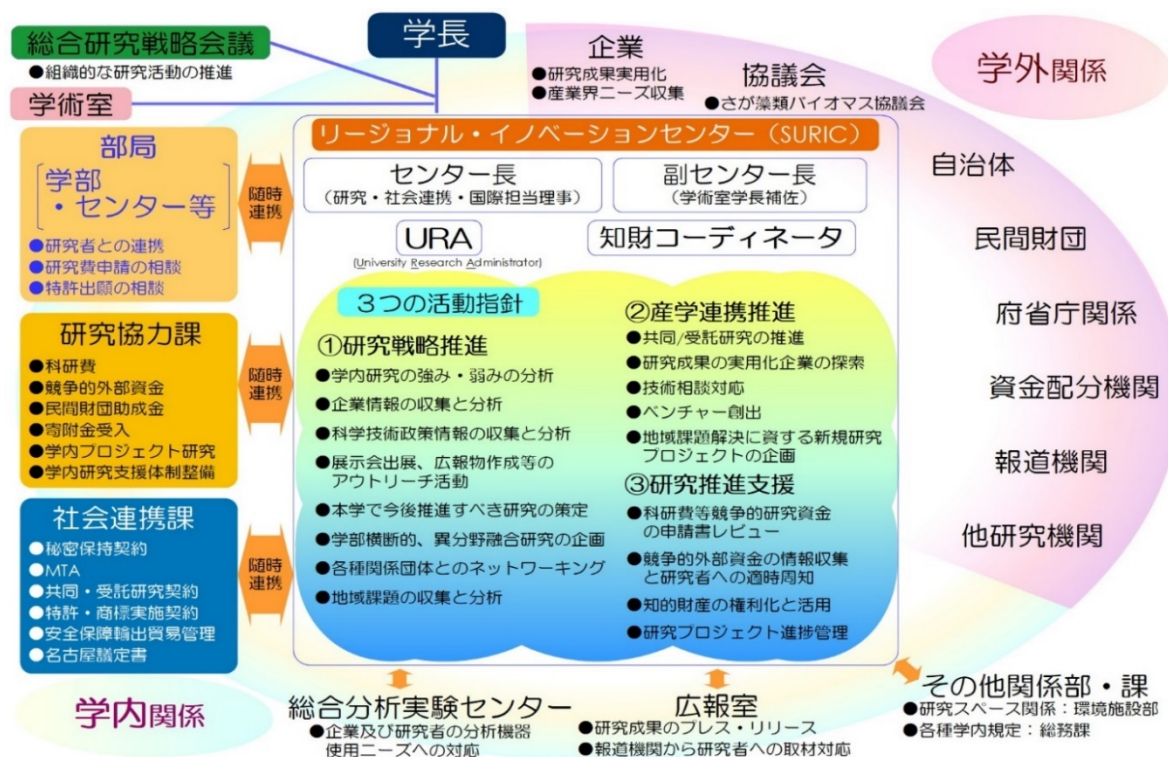
Ⅱ 佐賀大学リージョナル・イノベーションセンターの設置

佐賀大学では、平成24年4月「産学・地域連携機構」を設置し、同機構が本学における産学連携事業及び学術活動を牽引してきたが、平成29年10月1日、新たに「リージョナル・イノベーションセンター」(以下、センターという。)に生まれ変わった。リサーチ・アドミニストレーター (URA) が活動の中心となる本センターは、このURAチームが産学地域連携部門、知財戦略・技術移転部門の2部門と協働して、本学の数多くの「強み」を活かし、これまで以上に本学の学術研究振興及び社会連携の機能強化を図っていくこととした。

本学においては、研究者が生き活きと活動できる研究環境の整備や、重点領域を推進するための外部資金の獲得、新たな研究プロジェクトの発掘、将来を担う若手研究者の育成を図るとともに、本学の特色を活かした研究活動を通して、世界に発信できる研究成果を創出を目指し、研究マネジメント改革や研究力の強化等を図るため、URAを増員するなどして、目標の達成に向けて取り組んでいる。

本センターの設置により、地方自治体、地域の企業や事業体の開拓と多様なニーズの正確な把握、地域産業の発展、地域創生及び活性化に寄与するだけでなく、今後、学内でベンチャーや新産業の創出、さらにアントレプレナー教育による人材育成を推進する等、地域から頼りにされる地域のシンクタンクの機関になることを目指している。

リージョナル・イノベーションセンター組織図



II-1 センターの目的及び業務

(目的)

本センターは、国立大学法人佐賀大学の学術を振興し、知的財産の創出及び活用を図ることにより、産学地域連携を推進するとともに、イノベーションを創出する中核的拠点として、佐賀大学の研究及び社会連携の機能を強化し、地域産業の発展、地域人材の育成及び地域社会に寄与することを目的とする。

(業務)

- (1) 研究戦略の策定等の研究マネジメント
- (2) 競争的研究資金等の獲得
- (3) 地域及び産業界との連携等
- (4) 知的財産の創出及び活用
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(1) 産学地域連携部門

- ア 産学連携の推進，学内外での教育活動及び情報発信
- イ 企業等との共同研究，受託研究等の推進
- ウ 企業等に対する技術相談，経営相談等の推進
- エ 地域密着型の研究開発の推進
- オ 大学発ベンチャーの育成及び支援
- カ 自治体，地域支援各種団体等からの協力要請・要望等に関する総合窓口業務及び学内関係機関との連絡調整並びに支援
- キ 地域振興及び地域連携に係る事業に関する自治体等との連絡調整及び支援情報の公開及び発信
- ク 地域の情報及び資料の収集
- ケ サテライト業務
- コ その他産学連携及び地域連携の推進

(2) 知財戦略・技術移転部門

- ア 知的財産の創出，管理及び活用
- イ 国立大学法人佐賀大学発明規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）に基づく発明の届出
- ウ 秘密情報の保護及び管理
- エ 職務発明等に対する発明人への報償
- オ 発明人の表彰
- カ 知的財産に係る実用化（技術移転）の促進及び契約締結
- キ 知的財産に関する学内外での教育活動
- ク 佐賀大学 TLO
- ケ その他知財戦略及び技術移転に関する事項

II-2 URA 組織等

- ・URA は次のとおり構成されている。
 - シニア URA 1 人，主任 URA 1 人，URA 1 人
- ・その他知財戦略コーディネーター 1 人を配置

II-3 URA の職務

URA の業務区分ごとの活動区分と活動方針は、次のとおりである。

URA の業務・活動の概要

業務区分	活動区分	概 要
研究戦略推進業務	学内研究情報の把握・分析	学内シーズの把握を図り研究戦略マップを作成します。
	企業情報の把握・分析	企業訪問や技術相談を通じて、主に佐賀地域企業のニーズ把握を図ります。
	科学技術政策情報等の分析	政府の科学技術政策について策定段階からインターネットや関係者からのヒアリングを通じて情報収集を実施する。 また、同様に民間公募等の情報も分析し適切な公募ができるよう共有化を図ります。
	アウトリーチ活動	研究室訪問記の掲載や学外への PR 活動を実施し、発信力・ブランド力の強化に務め積極的に広報をします。
	イベント関連	競争的資金獲得を目指した説明会の開催や関係事業体が運営するイベントへの参加を支援します。
	知財関連	学生への知財教育と、教員への知財戦略支援を実施します。
	ベンチャー創出支援	大学発ベンチャー設立の機運を高めるため、関係情報の周知及び教員・学生と VC（ベンチャー・キャピタル）の意見交換会を実施します。
	情報収集活動・NW 構築活動	URA 業務遂行にあたり必要な情報の収集と人脈形成を実施します。
産学連携推進業務	共同研究・受託研究	企業訪問やイベントと通じて研究者と企業のマッチングを実施し、共同研究・受託研究への締結を促します。
	地域連携プロジェクト参画支援	佐賀地域の自治体及び企業が推進するプロジェクトに積極的に参画し有効な成果を達成できるよう、交渉・マネージメントを実施します。
	研究プロジェクト企画立案	URA 自らが企画する研究プロジェクトを立案し、研究チームの編成、参画交渉調整、競争的資金申請を実施します。
研究推進支援業務	科研費申請支援	研究者の申請についてブラッシュアップ支援を実施し申請数の増加を図ります。
	競争的研究資金申請支援	ブラッシュアップ支援を実施し競争的資金への申請数増加を図ります。

II-4 平成 31（令和元）年度 自己点検・評価の体制

センターに関する重要事項はすべて、センター運営委員会に諮り、協議と意見集約を経て、承認を得ている。

＜自己点検・評価の体制＞

- ・寺本 憲功 センター長
- ・後藤 聡 副センター長
- ・穴井 豊昭 副センター長
- ・伊藤 幸広 知財戦略・技術移転部門長
- ・三島 伸雄 産学地域連携部門長
- ・平山 伸 センター・シニア URA
- ・濱野 満夫 学術研究協力部長
- ・田中 宗浩 農学部教授
- ・事務支援組織 社会連携課、研究協力課

Ⅲ 第三期中期目標・中期計画

第三期中期目標・中期計画のうち、センターが所掌する部分は、以下のとおりである。

【中期目標】

2) 教育研究の成果を地域社会に還元する目標

- 1 教育研究の成果を積極的かつ効果的に地域社会に還元する。特に、教員養成分野は、佐賀県教育委員会との連携により、義務教育諸学校における地域の教員養成機能の中心的役割を担う。

【中期計画】

033.

2) 教育研究の成果を地域社会に還元する目標を達成するための具体的方策

- 1 地域志向型の教育研究実践の成果を発信し、地域産業の振興、イノベーション創出や地域活性化に活用する。なお、知的財産に関する周知や受託研究・共同研究の締結数の増加を図ることにより、発明届出件数を10%増加させるとともに、共同開発商品については、毎年度1品目を開発する。

また、財務内容の改善に関する計画として、外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する計画に関して、次のものがある。

【中期目標】

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

- 1 外部研究資金、寄附金及び附属病院収入を含むその他の自己収入の増加を図り、大学の財政基盤を強化する。

【中期計画】

061.

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 1 大学の財政基盤を強化・改善するため、リサーチ・アドミニストレーター（URA）の活用や病院再整備により整備した手術室、外来化学療法室の効率的な運用などを講じることにより、外部研究資金、寄附金及び附属病院収入を含むその他の自己収入を増収させる。特に、外部研究資金については、第2期中期目標期間の最終年度より5%増加させるために、URAなどを活用し、戦略的な活動を行う。

また、平成31（令和元）年度の年度計画は以下のとおりである。

【年度計画】

033.

平成28年度に策定した研究シーズと社会ニーズのマッチング機能の強化策及び受託研究・共同研究の締結数の増加策の実施方針を基に様々な取組を実施し、受託研究・共同研究の締結数の増加、発明届出件数を増加させるとともに、共同開発商品については1品目開発する。

061.

引き続き、科学研究費助成事業を増収するための申請前査読の実施やリサーチ・アドミニストレーター（URA）による競争的資金申請支援、共同研究・受託研究増加のための研究者と企業とのマッチング等により、外部研究資金の増収に取り組む。

Ⅳ 平成31（令和元）年度 自己点検・評価

自己点検・評価に当たっては、センターの活動の中心となるURAの活動区分ごとに取組み事項を整理し、3つの業務区分ごとに分析評価を行うとともに、センターが所掌する委員会の活動等について点検・評価を行った。

Ⅲ－1 研究戦略推進業務 (活動状況と成果)

1) 学内研究情報の把握・分析

- ・学内研究情報の把握のため、教員との直接面談、ヒアリングを実施した（計 195 件）。
- ・国の戦略と地域のニーズを照らし合わせ策定した 6 つの研究戦略領域について、SDGs の概念も取り入れ、この方針をベースに、研究戦略マップを更新し、リージョナル・イノベーションセンターホームページの学内限定ページに公開した。
- ・この 6 領域から課題対応型研究の抽出・立案を実施した。

2) 企業情報の把握・分析

- ・企業相談 131 件、企業訪問 86 件を通じ企業のニーズの把握に努め、共同研究及び競争的資金の獲得のための情報を収集した(3/31 時点)。
- ・更に、地元企業の知財動向分析を 16 件増加させ合計 86 件に拡大した。

3) 科学技術政策情報等の分析

- ・科学技術政策・各種国策プロジェクトの状況、民間公募等の情報を調査した。このうち、民間公募について一覧化し、総合戦略会議や部局長への直接配信等を通じて学内に周知を展開した。

4) アウトリーチ活動

- ・本学の技術シーズの強みを纏めた資料を随時アップデートし、企業相談及び企業訪問の際などの機会を通じて、本学 PR を実施し積極的なブランド力の強化に努めた。
- ・センターホームページを用いた情報発信に努め、48 回（3 月 31 日時点）の発信を実施した。
- ・佐賀大学教育学部附属中学校生を対象に、講義を担当し本学の魅力発信に努めた。

5) イベント関連

- ・JST 未来社会創造事業の説明会を開催、これまでの A-Step、未来社会創造事業の個別相談会などの経験知を元にマニュアルを整備し、共有化を図った。
- ・更に、イノベーション・ジャパン、アグリジャパン、新技術説明会等への採択向上に努め、特に、イノベーション・ジャパンでは採択数としては 2 年連続国立大学 5 位に相当した。

6) 知財関連

- ・佐賀大学教育学部附属中学校での講義、農学部でのキャリア教育、大学院修士課程向け知財教育を通じ、知財知識の学内共有化や知財の重要性を訴求し、整備したマニュアルを元に企業等への知財助言及び指導を展開した。

7) ベンチャー創出支援

- ・佐賀大学発ベンチャー認定制度の提案・実現、九州・大学発ベンチャー振興会議への推薦、ベンチャー創出までのフローを作成し、支援強化を図った。
- ・大学教員が参画するベンチャー企業の共同研究支援を行い、更に、ベンチャービジネスマインド育成の観点から 2019 年佐賀大学学生ベンチャービジネスプランコンテストを開催した。
- ・九州・大学発ベンチャー振興会議のベンチャーシーズ支援事業に参画し、佐賀大学のベンチャーシーズをギャップ資金対象テーマとして申請、3 件の研究テーマに対しギャップ資金計 450 万円を得ることができた。

8) 情報収集活動・ネットワーク構築活動

- ・東京での URA 協議会参加を通じ、有用な情報源の収集と人脈形成を実施。また、JST 目利き人材育成研修の講師やベンチャーキャピタル等の交流を通じ外部資金獲得先の情報を収集した。

(分析評価)

特に、学内研究情報の把握・分析（シーズの把握）と企業情報の把握・分析（ニーズの把握）を重点事項として、教員との直接面談・ヒアリング計 195 件、企業相談 131 件、企業訪問 86 件を精力的に取り組み、この成果が県内企業等との共同研究数増加につながった。これに併せて、センターホームページからの積極的情報発信も共同研究数増加につながったといえる。

この他、ベンチャー創出支援として、佐賀大学発ベンチャー認定制度の提案・実現やベンチャービジネスマインドを育成する観点からの学生ベンチャービジネスプランコンテストの開催は、規程整備後第 1 号となる佐賀大学発ベンチャーの認定（令和元年 11 月）となって実を結んだ。

また、イノベーション・ジャパン、アグリジャパン、新技術説明会等への採択向上に努め、イノ

バージョン・ジャパンで採択数としては2年連続国立大学5位に相当したことは特筆される。

学生ベンチャービジネスプランコンテストの定期的な開催については、ビジネスプランコンテストの位置づけの整理や体制整備が課題である。

Ⅲ－２ 産学連携推進業務

(活動状況と成果)

1) 共同研究・受託研究

- ・産学金連携での三者（佐賀銀行・佐銀キャピタル&コンサルティング・本学）において、定期的情報交換とマッチングセミナーを推進中である。

- ・イノベーション・ジャパン、自治体、企業との面談等を通じ15件の共同研究・受託研究を開始した。

：佐賀市4件、神崎市1件、パナソニックデバイス佐賀2件、カナモト1件、ニシム電子1件、ケイエスケイツール1件、LIKE TODO JAPAN1件、アサヒシューズ1件、桜月堂1件、翔エンジニアリング1件、いっちゃんファーム1件（計3156万円、内研究費1991万円）

- ・農研機構との連携協定締結と具体的な実施内容及び契約の在り方を整理・支援中である。

2) 地域連携プロジェクト参画支援

- ・佐賀市藻類バイオマス事業、佐賀県工業連合会・ロボット研究会、佐賀県・唐津市のインキュベーション設立構想へ参画し、適正教員のアサイン、実施計画の作成等を実施した。上記の各プロジェクトのスムーズな運用に向け、交渉・マネジメントを実施した。

- ・ジャパン・コスメティックセンター（JCC）と佐賀県コスメ産業構想推進室の事業に関し、専門家を紹介しつつ、コスメ産業界の特徴を纏めると共に現事業のバイオマス原料生産量からの課題や方向性を助言した。

3) 研究プロジェクト企画立案

- ・URA主導で、学内と企業、学内教員同士のマッチングを実施し、「次々世代向け海洋温度差発電の熱交換器への超撥水性膜合成による革新的高効率伝熱性能向上」「教育現場における発達障害の識別システムの構築に関する研究」「SATREPS事業での海藻の有効成分評価」の3件を立案し、外部資金への申請などを実施した。このうち「次々世代向け海洋温度差発電の熱交換器への超撥水性膜合成による革新的高効率伝熱性能向上」についてはJKAからの研究助成の内定を受け着手が決定した。更に採択されているSATREPS事業でのプロジェクトNo.6として「海藻（アオサ）における有効成分の評価に関する研究」がマレーシアで着手することが決定した。

(分析評価)

イノベーションジャパン、自治体、企業との面談等を通じ15件の共同研究・受託研究を開始し、糖尿病患者向けシューズや規格外巨峰を用いたドレッシング等は、イノベーション創出につながっている。地域連携プロジェクト参画支援では、佐賀市藻類バイオマス事業を推進するための佐賀大学藻類研究プロジェクト（Project SA）にURAがプロジェクトマネージャー及び部会員として直接関わり、更なる研究体制の整備及び研究成果の創出に寄与した。URA主導で立案した「次々世代向け海洋温度差発電の熱交換器への超撥水性膜合成による革新的高効率伝熱性能向上」「SATREPS事業での海藻（アオサ）における有効成分の評価に関する研究」の着手が決定したことは特筆される。

地域連携プロジェクトでは実質佐賀市や神崎市が主な関係構築先であり、他の県内地域へ拡大していくことが課題である。

Ⅲ－３ 研究推進支援業務

(活動状況と成果)

1) 科研費申請支援

- ・科研費特進クラス7件対応と共に、個別支援の7件のヒアリング・ブラッシュアップ活動を実施し、合計14件に対応した。

2) 競争的研究資金申請支援

・競争的資金獲得のノウハウ集を作成し学内に周知しつつ、以下の27件の支援を実施し、9件が採択（計 2,330 万円）された。

- ① JST 事業未来社会創造事業（本格研究）1 件を支援し、不採択。
- ② JST 未来社会創造事業2 件を提案支援し、不採択。
- ③ JST A-step11 件を支援し、3 件（計 900 万円）が採択。：3 社との共同研究開始。
- ④ H30 年度 さが機能性・健康食品開発拠点事業農林水産物・食品等の機能性研究に係る予備的研究等助成事業1 件を支援し、不採択。
- ⑤ 鹿島美術財団1 件を支援し、1 件（50 万円）採択。
- ⑥ 内藤記念科学振興財団1 件を支援し、1 件（300 万円）採択。
- ⑦ 中谷医工計測技術振興財団1 件を支援し、不採択。
- ⑧ 旭硝子財団1 件を支援し、不採択。
- ⑨ 向科学技術振興財団1 件を支援し、不採択。
- ⑩ スズキ財団1 件を支援し、不採択。
- ⑪ JKA1 件を支援し、内示（500 万円/年×2 年）。
- ⑫ 消防防災科学技術研究推進制度1 件を支援し、不採択。
- ⑬ R 元年度研究推進プログラム橋渡し制度シーズ A（AMED 九州大 ARO）を支援し、1 件（290 万円）採択。
- ⑭ 高齢者眼疾患研究財団1 件を支援し、1 件（100 万円）採択。
- ⑮ 田中貴金属記念財団1 件を支援し、1 件（100 万円）採択。
- ⑯ 内閣府 SIP 事業1 件を支援し、1 件（590 万円）採択（毎年審議2 年目継続）。

（分析評価）

平成 30 年度から研究担当理事主導で開始された科研費採択者を増やすための取組み「科研費特進クラス」に URA チームも参画し、令和元年は特進クラス参加者 10 人のうちの 7 件の科研費申請書のブラッシュアップとともに、URA 独自の支援として 7 件のブラッシュアップを実施した。URA の特進クラス参画は、10 件のうち 6 件が採択されることとなって成果が表れた。

また、競争的資金申請支援においては、JST A-step をはじめとして 27 件の外部資金申請書作成支援を実施し、9 件の採択（採択額計 2,330 万円）となって成果が表れている。

競争的資金申請に不慣れな教員向けにセンターHPに学内限定として申請のノウハウを掲載し、学内に啓発しているが、その認知度が低く、認知度向上と有効活用が課題である。

Ⅲ－4 知的財産審査委員会の活動等

（活動状況と成果）

（ア）知的財産審査委員会

- ・平成 31（令和元）年度は知的財産審査委員会を 19 回開催した。
- ・本年度は発明届出 56 件の届出があった。
- ・出願件数は 34 件（国内 28 件、外国 6 件）で、うち新規国内単独出願は 7 件であった。
- ・このうち、審査請求件数は 23 件（国内 19 件、外国 4 件）であった。
- ・特許に関する直接面談・ヒアリング時に、教員に対して弁理士や知的財産コーディネーターによる知的財産に関する啓発を行った。
- ・以上の結果、特許保有件数は 211 件（国内 175 件、外国 36 件）となった。
- ・新規出願等に係る判断基準（原則、企業全額負担・出願者の有外部資金獲得など）に沿って、新規出願及び審査請求、年金納付を厳正に審査した結果、約 9,463 千円、58%（H27-R1 比）の特許等経費の削減につながった。

（イ）安全保障輸出管理

- ・平成 31（令和元）年度の輸出管理に係る申請件数は 21 件（うち 15 件を該非判定）であった。
- ・安全保障輸出管理に対する啓発活動の推進に資するため、対象となる貨物の輸出や技術の

提供などを分かりやすく解説したリーフレットを作成し、4月に全研究者に配付した。

- ・公正な研究活動推進のためのe-Learningの受講単元に、新たに「安全保障輸出管理」を加え、令和2年1月から受講を必須化した。
- ・海外出張時、海外企業、機関との共同研究・受託研究時、海外出身研究員受入時、海外出身教員雇用時における輸出管理のチェックシート提出を令和2年1月から義務化した。
- ・輸出管理状況の監査として、2019年1月から12月までに行った該非判定案件10件に対する監査を実施し、フォローアップを実施した。

(ウ)利益相反委員会

- ・平成31（令和元）年度は利益相反委員会を2回開催した（医学部寄附講座設立に係る案件2件）。
- ・利益相反に係る啓発活動の推進に資するため、利益相反や責務相反について解説したリーフレットを作成し、4月に全教員へ配付した。
- ・お互いの利益相反マネジメントに資するため、6月19日に長崎大学との間で利益相反推進体制などについて情報交換・意見交換を実施した。

(エ)名古屋議定書（ABS）

（遺伝資源の無断持ち出し禁止，利益の提供国と利用国での配分，生物多様性の保護）

- ・本学が幹事校となり、11月26日に九州地区等名古屋議定書対応勉強会を開催し、15大学等から28人が参加した。

講演1「名古屋議定書およびABSの大学における対応」

国立遺伝学研究所 鈴木睦昭 氏，鹿児島浩 氏

講演2「九州大学における事例」

九州大学 有体物管理センター 深見克哉 氏

(分析評価)

知的財産管理において、教員との直接面談・ヒアリング時に知的財産に関する啓発活動を併せて推進したことにより、発明の届出件数の増加につながっている。また、知的財産審査委員会における特許の選別・目利き体制の強化が、質の良い研究成果の知的財産化を推進し、特許経費の削減にもつながっている。

安全保障輸出管理において、e-Learning受講の必須化とともに、海外出張時や海外出身研究員受入時などにおけるチェックシート提出の義務化は、輸出管理マネジメントの強化につながったといえる。

利益相反及び名古屋議定書関連については、他大学との勉強会、意見交換等を通じて、制度に対する理解やリスクマネジメントが推進されたと評価できる。

Ⅲ－5 自己点検・評価のまとめ

(優れた点)

平成29年10月に設置されたセンターは、URA体制の整備とともに、その設置目的「地方大学としてのミッションを踏まえ、地方自治体、地域の企業や事業体の多様なニーズをより正確に把握し、その開拓と地域産業の発展、地域創生及び活性化に寄与する」を目指し着実に活動を進めており、地域のシンクタンク的機関としてその機能を発揮している。

URAを中心とした研究戦略推進、産学連携推進、研究推進支援のさまざまな取組みは、佐賀県内企業等との共同研究契約数の増加、発明届出件数の増加とともに、産学連携の成果としての企業等との共同開発商品となって成果が表れている。これらの成果は、5頁に記載したNo.33の年度計画及び中期計画の達成に直結している。

また、5頁に記載した年度計画No.61関係の外部研究資金の増収については、共同研究、受託研究ともに受入額がやや下降しているが、これはURA支援の力点を、中小企業の多い佐賀県内に置いていることも関係している。

県内における共同研究契約件数は、平成 31（令和元）年度実績 53 件となっており、前年度比 6 件増、平成 27 年度比は 26 件増とほぼ倍増となっている。

（改善すべき点）

- ① 本学の共同研究に係る間接経費は 5 % のまま改定されておらず、研究経費の確保の観点からも国のガイドラインや他大学を参考に改定する必要がある。
- ② URA が産業界等のニーズと本学教員のシーズをつなぐ支援をするためには、センターと URA の存在・活動が産業界や自治体等に広く周知されていることが必要であり、そのための広報を充実する必要がある。

平成 30 年度部局等評価の検証において「改善を要する点」とした事項の改善状況

① 研究マネジメント改革や研究力の強化を図る

平成 29 年 10 月 1 日に「産学・地域連携推進機構」を改組し、URA を中核とした「リージョナル・イノベーションセンター」を設置した。本学が創出した知的財産の社会への還元を推進している。URA は、本学教員や企業等との連携の推進に向けて、地方自治体、地域の企業や事業体の多様なニーズをより正確に把握し、その開拓と地域産業の発展、地域創成及び活性化に向け活動した。

URA の活動及び支援状況については、URA とセンター長による定期的な進捗確認より情報を共有し、研究支援の迅速化を図った。

毎回の総合戦略会議において活動報告を行い、学部等に URA の活用を促した。URA は、JST の研修会や URA 協議会等に計画的に参加し、全国のネットワークを構築するとともに、新しい情報の確保、産学官連携業務に関するスキル・ノウハウの習得などスキルアップを図り、外部資金獲得のための申請書の作成等研究支援体制の整備、強化に取り組んだ。

また、令和元年 12 月 20 日に佐賀県と新たな連携に向けた取り組みとして第 1 回佐賀県・佐賀大学連携調整会議を開催し、地域課題の解決に向けた取組や研究を推進することとした。

さらに、民間企業等から大学に受け入れる経費を活用して、大学の教員と民間機関等が共通の課題について対等の立場で共同研究を実施することにより、佐賀大学の教育研究の進展及び充実を図ることを目的とする「共同研究講座」制度について検討し、令和 2 年 4 月からの設置が決定した。

② 安全保障輸出管理体制の充実を図る

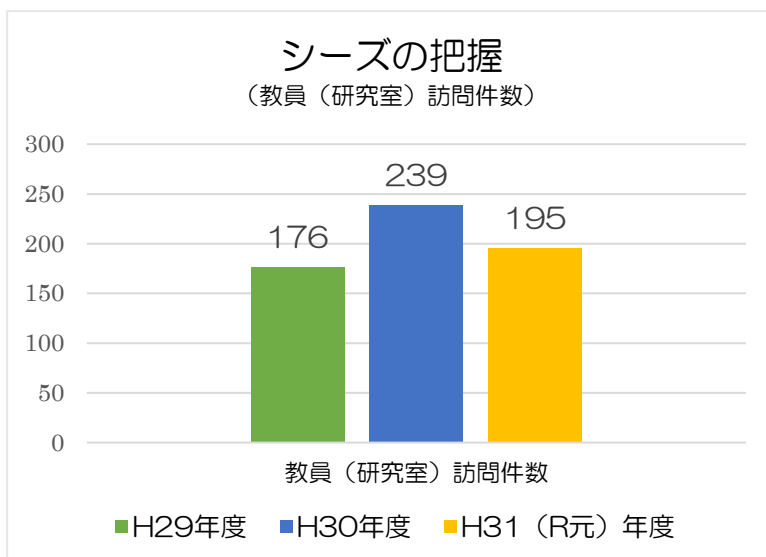
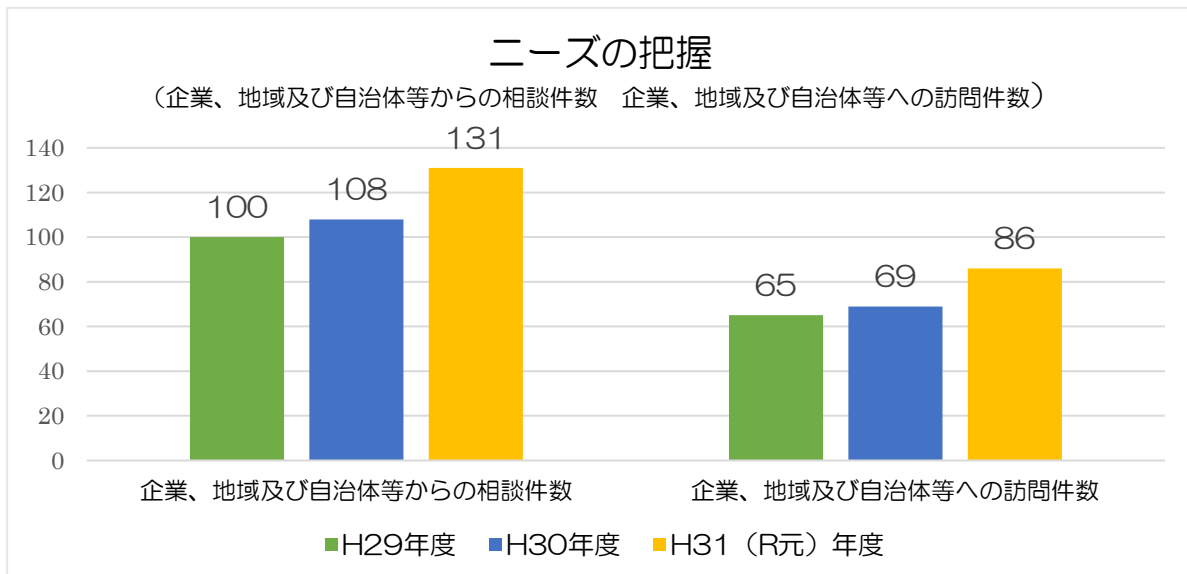
安全保障輸出管理について、令和元年 5 月、文部科学省から、外為法を踏まえた輸出管理を的確に行うよう大学の取り組みの再徹底の依頼があった。大学において安全保障輸出管理に対する理解不足解消と効果的な学内体制整備の構築のため、令和 2 年 1 月から以下のことに取り組むこととした。

- ・ e-Learning 受講の必須化
- ・ 海外出張時、海外企業、機関との共同研究・受託研究時、海外出身研究員受入時、海外出身教員雇用時のチェックシート提出の義務化

令和元年 9 月 30 日のセンター運営委員会で「国立大学法人佐賀大学安全保障輸出管理実施細則」の変更が承認された。これを受け、10 月から 12 月にかけて、各学部教授会や F D、全学教育機構運営委員会で安全保障輸出管理アドバイザー（センター客員教授）から大学の輸出管理取組事例紹介を、社会連携課から安全保障輸出管理の運用方法の変更について説明を行った。

V 参考資料

資料1 URAによるニーズ把握とシーズ把握の取り組み実績推移

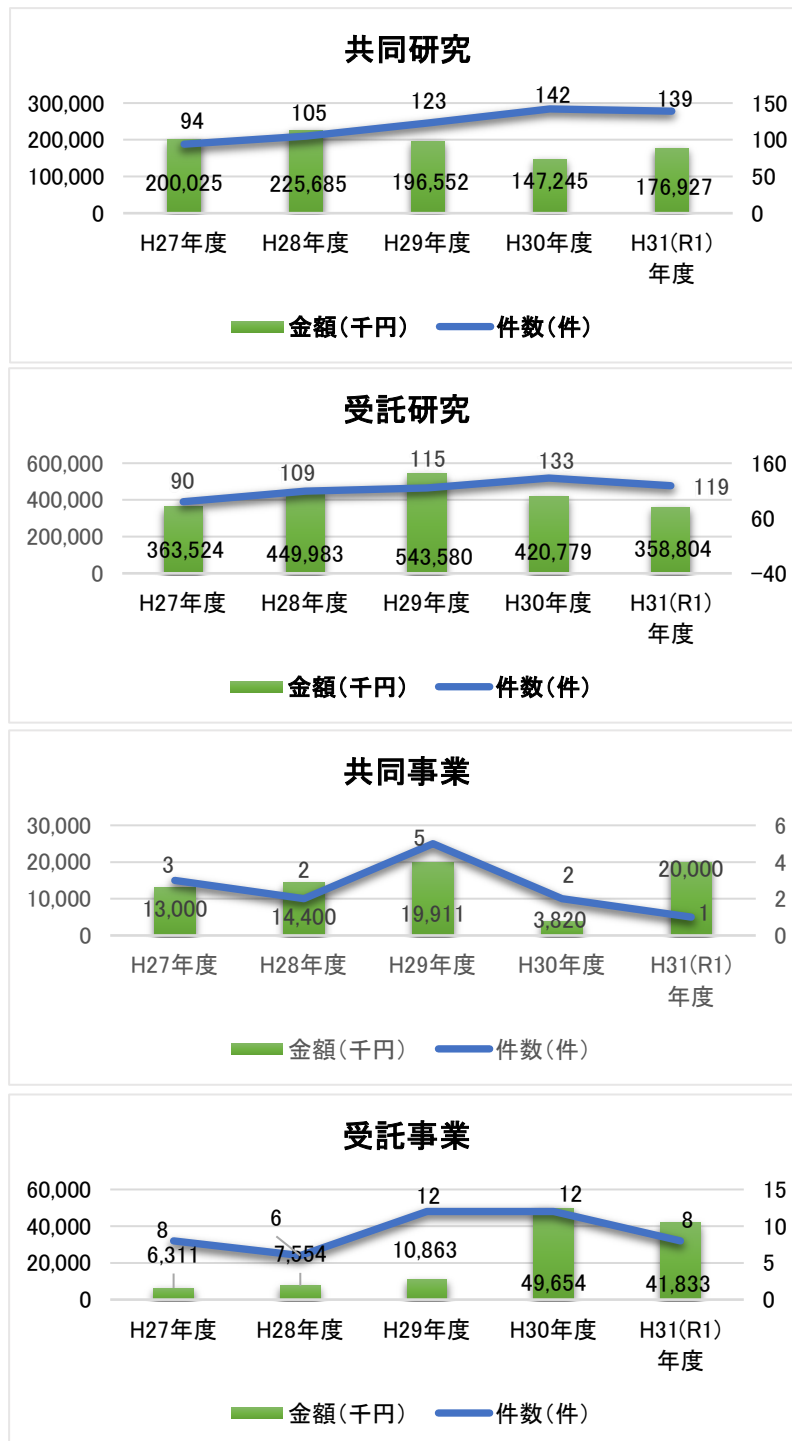


資料2 リージョナル・イノベーションセンター ホームページアクセス状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31(令和元)年度
HP アクセス数	4,436	20,878	22,763

※平成 29 年度分については 2018 年 2 月 14 日から同年 3 月 31 日分。

資料 3 共同研究・受託研究等の推移



○佐賀県内企業との共同研究契約数等の推移（平成27年度設定の目標件数・平成27年度比）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31 (R1)年度
目標件数	—	30	33	37	41
契約件数	27	29	36	47	53
H27年度比	—	+2	+9	+20	+26

資料4 共同開発商品数の推移

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31 (R1) 年度
件数	—	1	4	5	3

資料5 知的財産の現状について

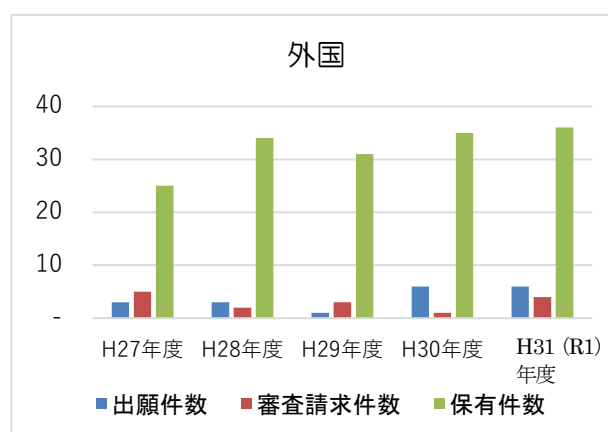
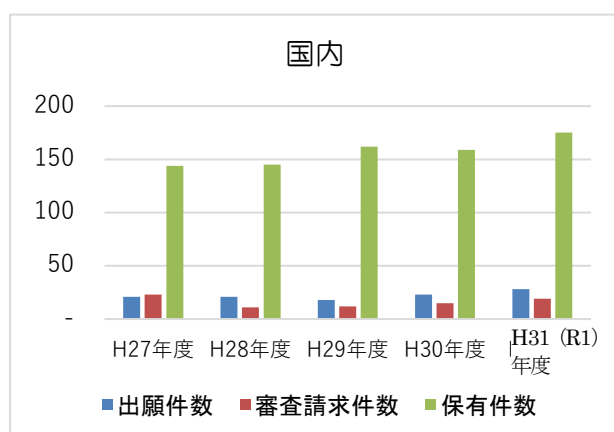
5-1. 特許権（出願，審査請求，保有件数）

出願国	区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31 (R1) 年度
日本	出願件数	21 (12)	21 (17)	18 (17)	23 (17)	28 (21)
	審査請求件数	23 (13)	11 (4)	12 (8)	15 (9)	19 (15)
	保有件数	144 (58)	145 (63)	162 (75)	159 (75)	175 (84)
外国	出願件数	3 (3)	3 (3)	1 (1)	6 (6)	6 (6)
	審査請求件数	5 (4)	1 (1)	3 (2)	1 (1)	4 (4)
	保有件数	25 (12)	34 (25)	31 (24)	35 (28)	36 (26)
PCT (※1)	出願件数	3 (2)	3 (3)	5 (5)	7 (7)	8 (6)
EPC (※2)	出願件数	2 (2)	3 (3)	1 (1)	2 (2)	1 (1)

() うち共有

(※1) 特許協力条約 (PCT) に基づき、日本語による1つの出願を国際機関に行うことにより、PCT加盟国であるすべての国に同時に同様の出願した
ことと同じ効果を与える出願である。特許を付与するか否かは、各国の審査にて行われる。

(※2) ヨーロッパ特許条約 (EPC) に基づき、1つの出願で、ヨーロッパの多数の国への出願を行うことができ、権利を取得することができる。
特許を付与するか否かは、ヨーロッパ特許庁が決定する。



5-2. 知的財産経費収支について

<審査基準>

- 特許出願は、基本的に企業との共同出願とする
- 共同出願経費は、企業負担とする
- 単独出願は、原則外部資金、共同研究費を獲得していることを条件とする
- 外国出願は、JST 外国出願支援申請を行い採択されたものののみ出願する

<知的財産経費収支>

支出 (A)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 (R1) 年度
特許等経費	22,615,704	15,321,319	9,900,602	12,012,667	13,153,019
発明者報償金	905,295	858,927	1,021,539	5,128,539	3,109,035
計	23,520,999	16,180,246	10,922,141	17,141,206	16,262,054

収入 (B)	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 (R1) 年度
ライセンス収入	1,989,762	1,902,553	6,681,272	8,857,726	6,384,896
JST 支援経費	13,681,554	11,098,874	2,830,136	2,168,301	1,594,960
計	15,671,316	13,001,427	9,511,408	11,026,027	7,979,856

差引 (B) - (A)	△7,849,683	△3,178,819	△1,410,733	△6,115,179	△8,282,198
-----------------	------------	------------	------------	------------	------------

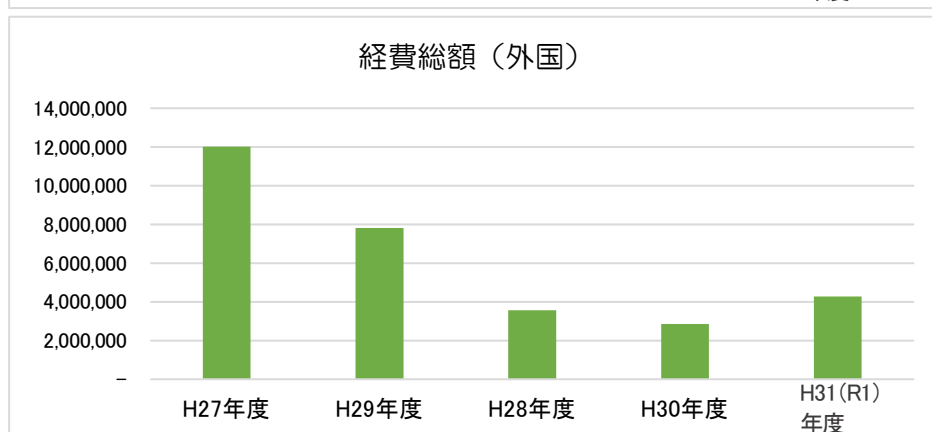
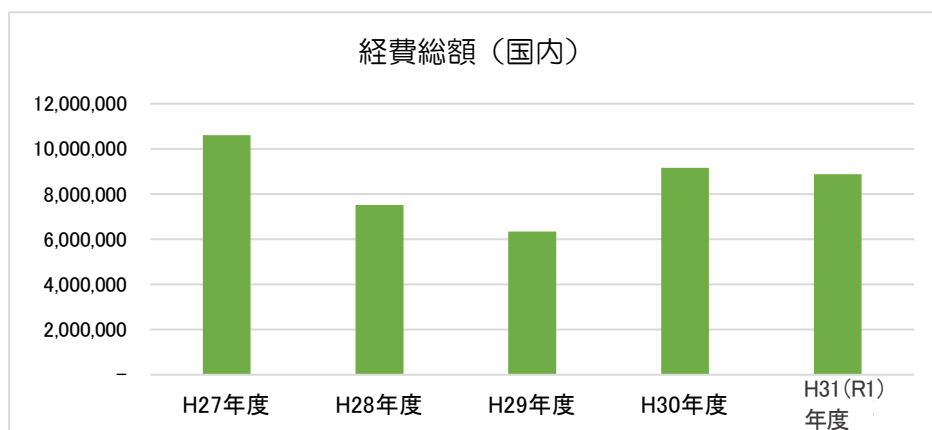
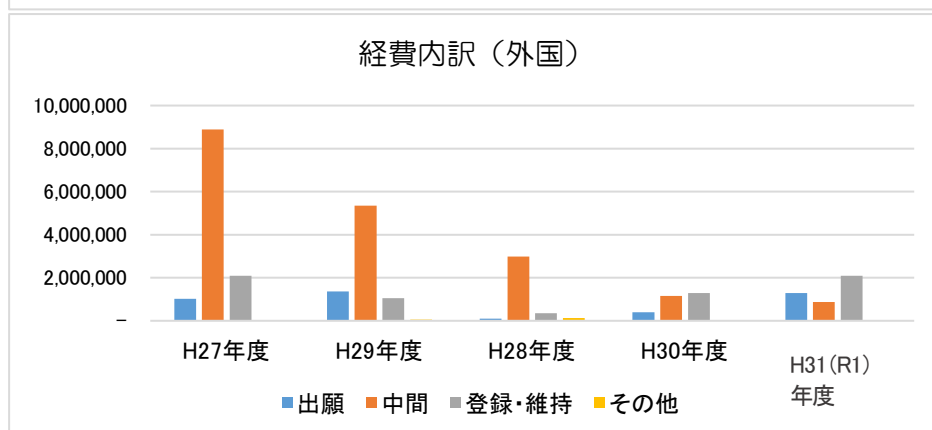
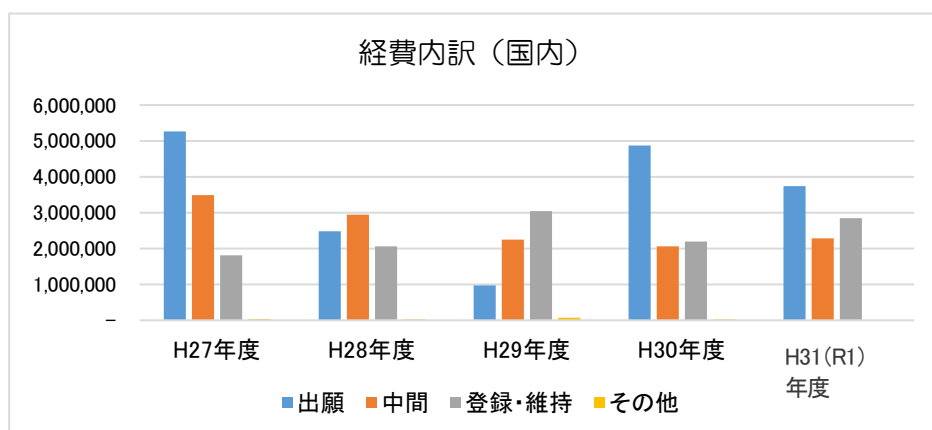
5-3. 知的財産経費内訳について

<国内>	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 (R1) 年度
出願経費	5,264,981	2,484,653	974,104	4,874,245	3,739,502
中間経費	3,492,667	2,948,671	2,253,324	2,064,291	2,284,432
登録・維持経費	1,814,558	2,062,967	3,041,788	2,194,586	2,843,749
その他	36,050	25,920	67,980	25,920	4,400
計	10,608,256	7,522,211	6,337,196	9,159,042	8,872,083

<外国>	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 (R1) 年度
出願経費	1,023,800	1,369,929	104,165	401,799	1,294,163
中間経費	8,884,049	5,355,340	2,987,030	1,154,613	872,957
登録・維持経費	2,099,599	1,044,930	348,488	1,282,093	2,096,216
その他	0	48,909	123,723	15,120	17,600
計	12,007,448	7,819,108	3,563,406	2,853,625	4,280,936

総計	22,615,704	15,341,319	9,900,602	12,012,667	13,153,019
----	------------	------------	-----------	------------	------------

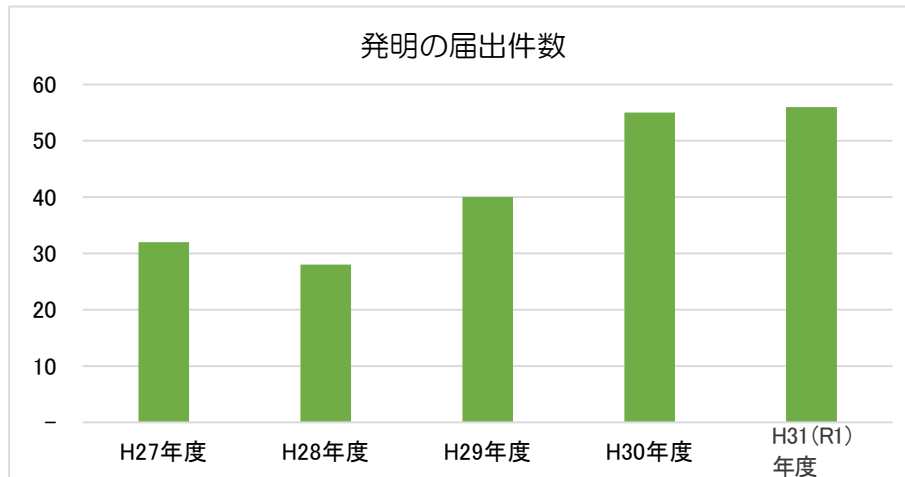
(参考グラフ) 特許等支出経費



5-4. 発明の届出件数

第3期中期目標期間における知的財産に係る指標等

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31 (R1) 年度
届出件数	32	28	40	55	56



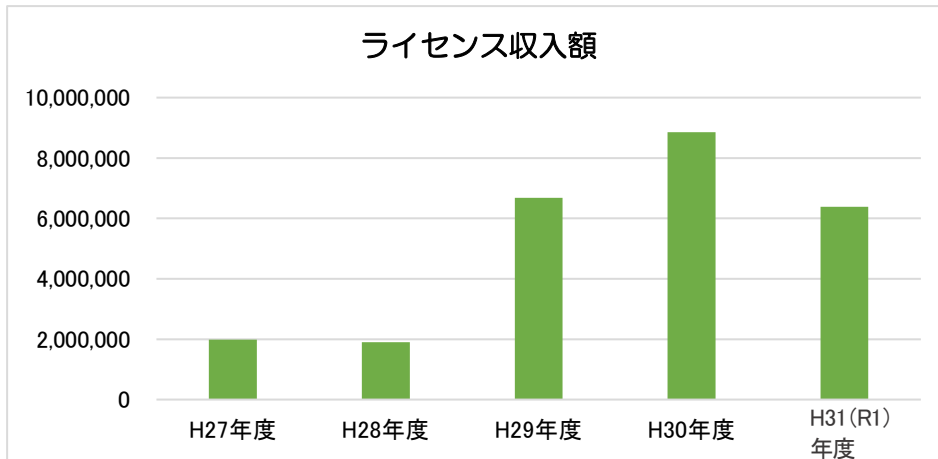
【中期計画 No. 33】

地域志向型の教育研究実践の成果を発信し、地域産業の振興、イノベーション創出や地域活性化に活用する。なお、知的財産に関する周知や受託研究・共同研究の締結数の増加を図ることにより、**発明届出件数を10%増加**させるとともに、共同開発商品については、毎年度1品目を開発する。

5-5. 収入内訳

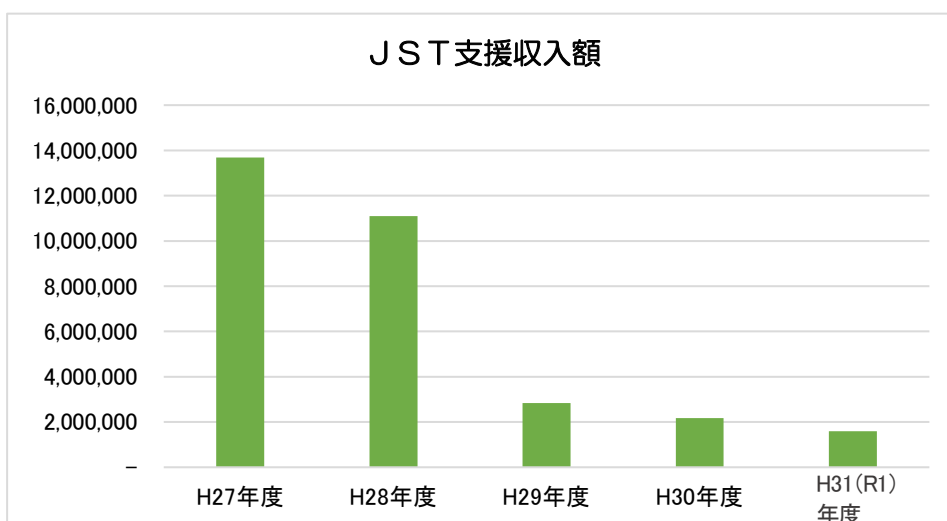
(1) ライセンス収入

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 (R1) 年度
ライセンス収入額	1,989,762	1,902,553	6,681,272	8,857,726	6,384,896



(2) J S T 外国出願支援経費

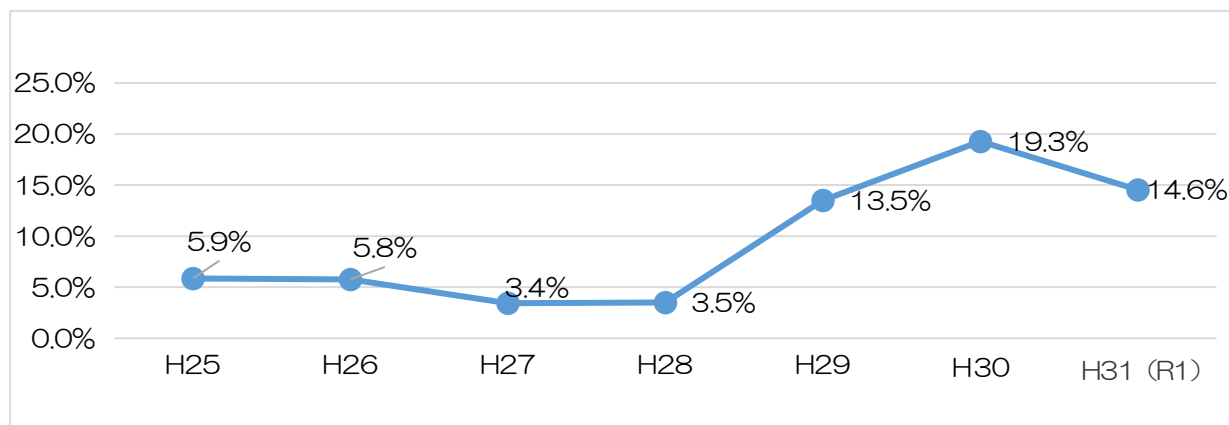
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 (R1) 年度
J S T 支援収入額	13,681,554	11,098,874	2,830,136	2,168,301	1,594,960



5-6. 知的財産活用率

国立大学法人評価委員会による財務諸表の分析【第3期中中期目標期間における年度評価】

知的財産活用率 知的財産権保有額（BS：貸借対照表）に占める特許権・
著作権料収入（PL：損益計算書）の割合
 $(\text{特許権} \cdot \text{著作権料収入}) \div (\text{知的財産権保有額})$



(単位:千円)

		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 (R1) 年度
特許権・著作権料収入(合計)		3,040	3,752	1,990	1,903	6,681	8,858	6,384
収入内訳 (特許権・著作権料収入)	特許権	1,489	2,636	1,004	1,106	2,725	3,106	5,128
	商標権	646	891	846	616	1,141	843	768
	意匠権	—	—	—	—	—	77	62
	著作権	274	184	36	—	—	—	33
	その他知的財産権	631	42	104	180	2,815	4,832	393
知的財産権保有額(特許権)		51,785	65,036	57,944	54,428	49,492	45,939	43,866

※千円単位未満を表示していないため、収入内訳の合計が特許権・著作権料収入の合計に一致しない場合があります。